

生駒市規則第 6 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 4 第 2 項中「第 8 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 5 条の 5 第 1 項中「職員の範囲は、次の表の左欄に掲げる職を有するものとし、その支給月額、それぞれの給料月額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする」を「職及びその職にある職員に支給する管理職手当の支給額は、次の表に掲げるとおりとする」に改め、同項の表を次のように改める。

	職	支給額
1	市長事務部局の公室長及び部長、議会事務局の局長、教育委員会事務局の部長、消防長、消防部長	88,500円
2	市長事務部局の参事及び次長、福祉事務所の所長、選挙管理委員会事務局の局長、教育委員会事務局の参事及び次長、消防本部の参事	77,400円
3	市長事務部局の副参事及び課長、病院建設準備室長、市民活動推進課の主幹、人権文化センターの所長、衛生処理場の場長、花のまちづくりセンターの所長、竜田川浄化センターの所長、出納室長、議会事務局の次長、農業委員会事務局の局長、監査委員事務局の局長、教育委員会事務局の副参事及び課長、学校給食センターの所長、中央公民館の館長、南コミュニティセンターの館長、北コミュニティセンターの館長、図書会館の会館長、消防本部の課長、消防署の署長、副署長及び分署長（鹿ノ台分署の分署長を除く。）	66,400円
4	市長事務部局の主幹（市民活動推進課の主幹を除く。）、子どもサポートセンターの所長、清掃リレーセンターの	51,900円

	<p>所長、選挙管理委員会事務局の主幹、教育委員会事務局の主幹、消防本部の主幹、消防署の主幹</p>	
5	<p>市長事務部局の課長補佐、総務課及び文書課の室長、人権文化センターの副所長、高山竹林園の所長、児童福祉課の指導主事、保育所の園長、清掃センターの所長、衛生処理場の場長補佐、竜田川浄化センターの副所長、議会事務局の局補佐、農業委員会事務局の局長補佐、監査委員事務局の局長補佐、教育委員会事務局の課長補佐、幼稚園の園長、幼稚園指導主事、学校給食センターの副所長、芸術会館の館長、南コミュニティセンターの副館長、北コミュニティセンターの副館長、図書会館の副会館長、消防本部の課長補佐、室長補佐及び指導担当官、消防署の署補佐、火災原因調査担当官、鹿ノ台分署の分署長</p>	49,600円

第5条の5第4項を次のように改める。

- 4 第1項に規定する職にある職員のうち再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の支給額は、同項の表に掲げる額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- （給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月生駒市規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。